

【学校保健安全法第3条】

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定
その他所要の措置を講ずるものとする。



現行計画：平成29年3月24日閣議決定(平成29～令和3年度)

「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」について(諮問)
(令和3年3月12日第128回中央教育審議会総会)

第3次計画策定に向けての論点(案)

- 現行計画期間中の取組状況の検証及び社会の変化に基づく改善策
 - 東日本大震災の教訓及び近年の災害の激甚化を踏まえた防災教育の充実
 - 防犯・交通安全についての一層の充実方策
 - 学校、家庭、地域、関係機関・団体との連携
 - 新たな課題(SNSの普及、新たな危機事象)への対応
 - 新型コロナウイルス感染症対策と安全対策の両立

○学校安全に係る取組の全国的な質の向上

- 学校安全の質を全国的に高め、実効的で持続的なものとするための学校における組織体制の在り方や関係機関との連携
- 国、地方公共団体、学校設置者や地域が取り組むべき施策の在り方
- 校内体制の在り方

○安全教育、安全管理に関して教員養成段階で身に付けておくべきことや教員研修の在り方

- カリキュラム・マネジメントによる体系的な安全教育
- 安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度の育成